

石川県公報

令和 2 年 12 月 14 日 (月曜日)

号 外

(第 88 号)

目 次

規 則	
○旅館業法施行細則等の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	1

規 則

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十五号

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則
(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和三十二年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書面の添付を省略することができる。

第二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類

第二条第三項中「前項第七号」を「前項第六号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

旅館業許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

生年月日 年 月 日生

電話番号

旅館業法(以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けたく、次のとおり申請します。

記

営業施設	名称	
	所在地	
営業の種別 (該当する項目に○印をつける。)	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業 下宿営業
申請者の欠格事項 (1)から(5)までについては、法人の業務を行う役員を含む。)	(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。	
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないこと。	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	
	(4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過していない者((7)において「暴力団員等」という。)であること。	
	(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当していること。	
	(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していること。	
営業施設の構造設備の概要	別添のとおり	
特例施設 (該当する場合は、その項目の番号に○印をつける。)	(1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 (年 月から 年 月まで)	
	(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの	
	(3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 (年 月から 年 月まで)	
	(4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設 (農村・山村・漁村 滞在型余暇活動に必要な役務の提供)	

使用水の種類 (該当する項目全てに○ 印をつける。)	上水道・簡易水道・専用水道・簡易専用水道・井戸水・ その他 ()
事業譲渡	旅館業法施行規則第 1 条第 2 項ただし書の規定の適用を受 ける場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証す る旨
備考	

添付書類

- 1 営業施設の構造設備の概要書（敷地、建物及び各室の名称、面積、構造設備、定員等を記載したもの）
- 2 営業施設の半径100m以内の付近見取図
- 3 営業施設の配置図及び平面図
- 4 法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 5 建築基準法による確認（用途変更を含む。）を証する書類の写し
- 6 水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該使用する水の水質検査結果を証する書類
- 7 消防法令適合通知書の写し
- 8 旅館業法施行規則第 1 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類

備考

- 1 申請者の欠格事項の欄は、該当事実がないときは「無」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 2 事業譲渡の欄は、該当事実があるときは「有」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 旅館業法施行規則第 1 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、営業の種別の欄の記載並びに添付書類 1 から 3 ままで及び 5 に掲げる書類の添付を省略することができる。

様式第 11 の中「代表者の職氏名 ()」を「代表者の職氏名 ()」と改め、同様式備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

様式第 11 の中「氏名 ()」を「氏名 ()」と、「1 戸籍謄本 ()」を「1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」と改め、同様式備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

様式第 15 の備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

様式第 16 の中「氏名 ()」を「氏名 ()」と改め、同様式備考 1 中「法人にあつては、名称及び代表者の職氏名 ()」を「法人にあつては、名称及び代表者の職氏名 ()」と改め、同様式備考 2 を削る。

様式備考を削る。

(理容師法施行細則の 1 部改正)

第 1 条 理容師法施行細則（昭和四十一年石川県規則第四十八号）の 1 部を次のように改正する。

別記様式第 1 の備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第 11 の中「氏名 ()」を「氏名 ()」と

同一の場所で 開設する美容 所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日
	(検査確認証の番号) 美第 号	

を

同一の場所で開設する美容所がある場合	名 称 (検査確認証の番号) 美第 号	開設予定の場合は、その年月日
事業譲渡	理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無

「4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。」

「4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。」

5 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

回線様式第1号の5の1に定める。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

2 理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、構造及び設備の概要、管理理容師、理容師、上記以外の従業者、同一の場所で開設する美容所がある場合の各欄について、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けた者は、次のとおり添付書類を省略することができる。

(1) 付近の状況並びに構造及び設備に変更がない場合は、添付書類1に掲げる書類

(2) 理容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に変更がない場合は、添付書類2に掲げる書類

(3) 管理理容師の氏名及び住所に変更がない場合は、添付書類3に掲げる書類

別記様式第1号の1に「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第1号の2に「殿」を「様」と、「氏名 ㊦」を「氏名 」と改め、回線様式第1号の「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、回線様式第2号を削り、備考1を備考とする。

別記様式第1号の3に「殿」を「様」と、「氏名 ㊦」を「氏名 」と、「1 戸籍謄本」を「1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」と改め、回線様式第1号の「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、回線様式第2号を削り、備考1を備考とする。

別記様式第1号の4に「殿」を「様」と、「代表者の氏名 ㊦」を「代表者の氏名 」と改め、回線様式第1号の「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、回線様式第2号を削り、備考1を備考とする。

(美容師法施行規則の1部改正)

第23条 美容師法施行規則(昭和四十一年三月三十一日政令第四十九号)の1部を次のように改正する。

別記様式第1号の1に「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第1号の2に「氏名 ㊦」を「氏名 」と

同一の場所で開設する理容所がある場合	名 称 (検査確認証の番号) 理第 号	開設予定の場合は、その年月日
--------------------	------------------------	----------------

同一の場所で開設する理容所がある場合	名 称 (検査確認証の番号) 理第 号	開設予定の場合は、その年月日
--------------------	------------------------	----------------

事業譲渡	美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無
------	---	-----

「4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

「4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

5 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

同様式備考を次のように改める。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

2 美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、構造及び設備の概要、管理美容師、美容師、上記以外の従業者、同一の場所で開設する理容所がある場合の各欄について、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けた者は、次のとおり添付書類を省略することができる。

(1) 付近の状況並びに構造及び設備に変更がない場合は、添付書類1に掲げる書類

(2) 美容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に変更がない場合は、添付書類2に掲げる書類

(3) 管理美容師の氏名及び住所に変更がない場合は、添付書類3に掲げる書類

別記様式第三号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改める。

別記様式第四号中「殿」を「様」と、「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「殿」を「様」と、「氏名 ㊦」を「氏名 」と、「1 戸籍謄本」を「1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号中「殿」を「様」と、「代表者の氏名 ㊦」を「代表者の氏名 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第四条 公衆浴場法施行細則(昭和四十五年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第一条第一号から第四号まで」を「第一条各号」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

公衆浴場業許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請人の住所、氏名、生年月日

(法人にあつては、所在地、名称)
及び代表者の職氏名

次のとおり公衆浴場の許可を受けたいので、手数料を添えて申請します。

名 称		
所 在 地		
公衆浴場の種類		
公衆浴場の種別		
営業施設の構造設備	別紙図面及び説明書のとおり。	
設置場所の付近の状況	別紙見取図のとおり。	
営業開始予定年月日	年	月 日
入 浴 料 金	大人	円、中人 円、小人 円
管 理 人 の 氏 名		
事 業 譲 渡	公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無

備考

- 1 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、「公衆浴場の種類」欄に、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。
- 2 「営業施設の構造設備」の図面は、縮尺 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$ 程度の平面図、正面図及び側面図とすること。
- 3 「設置場所の付近の状況」の見取図には、施設から最も近い普通公衆浴場の距離(測量法第48条の規定による測量士又は測量士補の測定したもの)及び主要施設を記載すること。
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。
- 5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 6 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、「公衆浴場の種類」、「公衆浴場の種別」、「営業施設の構造設備」、「設置場所の付近の状況」、「入浴料金」及び「管理人の氏名」の各欄について、変更がない事項の記載を省略することができる。

「届出者の住所、氏名、生年月日
 別記様式第 11 号中「殿」を「様」とし、
 (法人にあつては、所在地、名称及
 び代表者の職氏名) を
 ④」

「届出者の住所、氏名、生年月日
 (法人にあつては、所在地、名称及
 び代表者の職氏名) に改める。

」
 別記様式第 11 号中「殿」を「様」とし、「氏名 ④」を「氏名 」とし、

「承継の理由」を

「承継の理由」

(添付書類)

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し に改める。
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記様式第四号及び別記様式第五号中「殿」を「様」と改める。

「届出者の住所、氏名、生年月日
 別記様式第 6 号中「殿」を「様」とし、
 (法人にあつては、所在地、名称及
 び代表者の職氏名) を
 ④」

「届出者の住所、氏名、生年月日
 (法人にあつては、所在地、名称及
 び代表者の職氏名) に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第五条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年石川県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「場合」の下に「又は許可営業者から当該営業を譲り受けた者が同一の営業の許可を受けようとする場合において第一号及び第二号に掲げる書面に変更がないとき」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ただし書に規定する許可営業者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

別記様式第 1 号中「氏名 (法人にあつては、名称) ④」を
 及び代表者の氏名

「氏名 (法人にあつては、名称) に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。
 及び代表者の氏名

別記様式第 4 号中「氏名 (法人にあつては、名称) ④」を
 及び代表者の氏名

「氏名 (法人にあつては、名称) に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。
 及び代表者の氏名

別記様式第 5 号中「氏名 (法人にあつては、名称) ④」を
 及び代表者の氏名

「氏名 (法人にあつては、名称) に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。
 及び代表者の氏名

別記様式第 7 号中「フリガナ (法人にあつては、名称) ④」を
 氏名 及び代表者の氏名

「フリガナ (法人にあつては、名称) とし、
 氏名 及び代表者の氏名

食品衛生責任者	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	年 月 日生

を

食品衛生責任者	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	年 月 日生
事 業 譲 渡	営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)	

に

- 「1 営業所の付近の見取図 (新規の許可申請の場合に限る。)
 - 2 施設の構造仕様書及び平面図並びに設備の配置図 (新規の許可申請の場合に限る。)
- を
- 「1 営業所の付近の見取図 (新規の許可申請の場合に限り、事業譲渡の場合で変更がないときは省略できる。)
 - 2 施設の構造仕様書及び平面図並びに設備の配置図 (新規の許可申請の場合に限り、事業譲渡の場合で変更がないときは省略できる。)
- に改め

同様式備考 4 を記す。

別記様式第 9 号中「氏 名 ㊦」を「氏 名」に、「1 戸籍謄本」を「1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 10 号中「名 称 ㊦」を「名 称」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 11 号中「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 ㊦」を

「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 13 号中「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 ㊦」を

「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 14 号中「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 ㊦」を

「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 15 号中「氏 名 ㊦」を「氏 名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第 16 号中「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 ㊦」を

「氏 名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第六条 クリーニング業法施行細則 (昭和五十九年石川県規則第五十二号) の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「縦十センチメートル、横八センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

別記様式第 1 号中「ふりがな 氏 名 ㊦」を「ふりがな 氏 名」に

- 「1 履 歴 書
 - 2 写 真 (出願前 6 月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦 10 センチメートル、横 8 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- を

「1 履歴書

2 写真(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号備考及び別記様式第三号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「ふりがな 氏名 ㊦」を「ふりがな 氏名 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第七号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「氏名 ㊦」を「氏名 」と、「免許証」を「免許証 」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「氏名 ㊦」を「氏名 」と、「法第3条第3項第5号に規定する洗たく物について」を

「法第3条第3項第5号に規定する洗濯物について」

「免許年月日」を

免許年月日			
事業譲渡	クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	

「2 一般クリーニング所の開設の場合は、クリーニング師免許証の写し」を

「2 一般クリーニング所の開設の場合は、クリーニング師免許証の写し

3 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

同様式備考を次のように改める。

備考 1 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

2 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けた者は、種別、構造及び設備の概要、法第3条第3項第5号に規定する洗濯物について、従事者数及びクリーニング師の各欄について、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者でクリーニング師の各欄の記載内容について変更がない場合は、添付書類2に掲げる書類の添付を省略することができる。

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号(第8条関係)

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

石川県知事 様

本籍(都道府県名)

営業者 住 所
氏 名

(法人にあつては、所在地及
び名称並びに代表者の氏名)

生 年 月 日 年 月 日生

電 話 番 号

次のとおり、無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

無店舗取次店の名称			
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号			
業務用車両の保管場所			
営 業 区 域			
営業開始予定年月日	年 月 日		
業務用車両の構造の概要			
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物について	1 取り扱う 2 取り扱わない		
従 事 者 数	人(うちクリーニング師 人)		
ク リ ー ニ ン グ 師			
本 籍 地 (都道府県名)			
住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
免 許 取 得 県 名	県	県	県
登 録 番 号			
免 許 年 月 日			
事 業 譲 渡	クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	

(添付書類)

- 1 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、その氏名
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、営業区域、業務用車両の構造の概要、法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物について、従事者数、クリーニング師の各欄について、変更のない事項の記載を省略することができる。

別記様式第十一号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号中「氏名 ㊤」を「氏名 _____」に改め、同様式備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第十三号中「氏名 ㊤」を「氏名 _____」に、「1 戸籍謄本」を「1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第十四号中「代表者の氏名 ㊤」を「代表者の氏名 _____」に改め、同様式備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

(石川県興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第七条 石川県興行場法施行条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、興行場法(昭和二十三年法律第百二十七号)第二条第一項の規定による許可を受けて興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第二号から第五号までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第八条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

第八条第三項第一号中「戸籍謄本」の下に「若しくは不動産登記規則(平成十七年法務省令第 18 号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記様式第一号中「氏名 _____印」を「氏名 _____」に、

空気環境	観覧室	
設備の種類	その他	

を

空気環境	観覧室	
設備の種類	その他	
事業譲渡	興行場法第 2 条第 1 項の規定による許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨	有・無

に改め、同様式

(備考) に次のように加える。

- 4 興行場法第 2 条第 1 項の規定による許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者は、管理人、公衆衛生責任者及び構造設備の概要の各欄について、変更がない事項の記載を省略することができる。

別記様式第二号及び別記様式第四号中「氏名 ㊤」を「氏名 _____」に改める。

別記様式第五号中「麩」を「糠」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

